

内閣府令第 号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第 号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令を次のように定める。

平成十四年十二月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令

（定義）

第一条 この府令において「銀行」、「長期信用銀行」、「銀行持株会社」、「長期信用銀行持株会社」、「組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「劣後特約付社債」、「優先出資」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「経営基盤強化計画」、「優先株式等の引受け等」、「信用金庫等」、「信託受益権等」、「信託受益権等に係る協同組織金融機関」、「経営基盤強化指導計画」又は「信用協同組合等」とは、それぞれ金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号、第

二号、第十三号、第十四号、第二項第一号、第三項、第四項若しくは第五項、第三条、第六条第一項、第十五条第一項、第十八条第二項第三号、第二十一条第二項又は第三十九条第一項に規定する銀行、長期信用銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、組織再編成、組織再編成金融機関等、劣後特約付社債、優先出資、劣後特約付金銭消費貸借、経営基盤強化計画、優先株式等の引受け等、信用金庫等、信託受益権等、信託受益権等に係る協同組織金融機関、経営基盤強化指導計画又は信用協同組合等をいう。

（法第二条第二項第一号ト及びチの主務省令で定める場合）

第二条 法第二条第二項第一号トに規定する当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等（法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 銀行又は銀行持株会社 株式の移転又は発行を行う金融機関等を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合
- （同法第十六条の二第四項又は第五十二条の二十三第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とす

る場合に限る。)

二 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社 株式の移転又は発行を行う金融機関等を長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同条第六項又は第十六条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

三 信用金庫連合会 株式の移転又は発行を行う銀行のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むもの（以下この項及び次項第三号から第九号までにおいて「信託業務を営む銀行」という。）を信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第五十四条の十七第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

四 信用協同組合連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条第一項に規定する子会社（同項の規定により子会社

とみなされるものを含む。)とする場合(同法第四条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)

五 労働金庫連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を労働金庫法(昭和二十八年法律第百二十七号)第三十四条第五項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされるものを含む。)

(とする場合(同法第五十八条の五第三項の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を必要とする場合に限る。))

六 農林中央金庫 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第二十四条第三項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされるものを含む。)

(とする場合(同法第七十二条第四項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。))

七 農業協同組合連合会(法第二条第十号に規定する農業協同組合連合会をいう。次項において同じ。)

(株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十一条の二第二項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされるものを含む。))と

する場合（同法第十一条の十八第四項の規定により同法第九十八条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。）

八 漁業協同組合連合会（法第二条第十一号に規定する漁業協同組合連合会をいう。次項において同じ。）
株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十二条第一項において準用する同法第十一条の五第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第八十七条の三第三項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。）

九 水産加工業協同組合連合会（法第二条第十二号に規定する水産加工業協同組合連合会をいう。次項において同じ。）
株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を水産業協同組合法第百条第一項において準用する同法第十一条の五第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第百条第一項の規定において準用する同法第八十七条の三第三項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。）

2 法第二条第二項第一号トに規定する当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営に重要な影響を与える

場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 銀行又は銀行持株会社 株式の移転又は発行を行う金融機関等の主要株主基準値（銀行法第二条第九項に規定する主要株主基準値をいう。以下この項において同じ。）以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項又は長期信用銀行法第十六条の二の二第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第一号の場合を除く。）

二 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社 株式の移転又は発行を行う金融機関等の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項又は長期信用銀行法第十六条の二の二第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第二号の場合を除く。）

三 信用金庫連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第三号の場合を除く。）

四 信用協同組合連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議

決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第四号の場合を除く。）

五 労働金庫連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第五号の場合を除く。）

六 農林中央金庫 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第六号の場合を除く。）

七 農業協同組合連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第七号の場合を除く。）

八 漁業協同組合連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合

に限り、前項第八号の場合を除く。）

九 水産加工業協同組合連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第九号の場合を除く。）

3 第一項第一号から第四号までの規定は、法第二条第二項第一号チの当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合について準用する。この場合において、同項中「株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等の区分に応じ」とあるのは「株式の移転又は発行を受ける当該金融機関等の区分に応じ」と読み替えるものとする。

4 第二項第一号から第四号までの規定は、法第二条第二項第一号チの当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合について準用する。この場合において、同項中「株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等の区分に応じ」とあるのは「株式の移転又は発行を受ける当該金融機関等の区分に応じ」と読み替えるものとする。

（経営基盤強化計画の認定の申請及び認定）

第三条 法第三条の規定に基づき経営基盤強化計画の認定を受けようとする金融機関等（法第二条第一項）第五号、第八号、第九号から第十二号までを除く。）に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一 経営基盤強化計画の実施により、当該経営基盤強化計画を提出する金融機関等（当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）の業務の効率の向上が図られ、その収益性が相当程度向上することを示す書類

二 経営基盤強化計画を提出する金融機関等が第五条に規定する健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当することを証する書類

三 経営基盤強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものではないことを証する書類

四 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、協同組合による金融事業に関する法律又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の規定による認可を必要とする組織再編成に係る経営基盤強化計画にあつては、当該認可の申請を行っていることを証する書類

五 株式交換により他の金融機関等の完全子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。）となる金融機関等が経営基盤強化計画の認定を求める場合にあっては、株式交換契約書及び株主総会の議事録

六 法第二条第二項第一号トに規定する他の金融機関等への株式の移転又は発行を行う金融機関等が経営基盤強化計画の認定を求める場合にあっては、当該金融機関等が株式の移転又は発行を行うことを証する書類

七 経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含むものである場合にあっては、当該優先株式等の引受け等に係る組織再編成金融機関等の自己資本比率（第五条第一項各号に掲げる金融機関等の種類に依り、当該各号に定める区分の基準となる自己資本比率をいう。次条第二号において同じ。）の見込みを記載した書類

八 その他経営基盤強化計画の認定に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 内閣総理大臣は、経営基盤強化計画の提出（第十四条第一項に規定する予備審査に係るものを除く。第七条第五項において同じ。）を受けた場合において、速やかに法第五条に照らしてその内容を審査し、当

該経営基盤強化計画の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内（当該経営基盤強化計画を提出する金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合にあつては、二月以内）に、当該認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる金融機関等に交付するものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の認定をしないときは、様式第二による不認定通知書を当該金融機関等に交付するものとする。

（経営基盤強化計画の記載事項）

第四条 法第四条第六号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経営基盤強化計画を提出する金融機関等（当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等（法第二条第二項第二号に規定する子会社等をいう。以下第五号、第六条第二号及び第十条第二項第二号において同じ。）が業務を行っている地域における信用供与の方針及びそのための体制整備に関する事項

二 経営基盤強化計画を提出する金融機関等に係る当該提出の直前の決算期の自己資本比率

三 経営基盤強化計画を提出する金融機関等又は信用金庫等又は信用協同組合等である場合にあつては、当

該経営基盤強化計画の実施期間中の優先出資の発行の見込み（法第十四条第一項に規定する優先出資の発行の特例の適用を受けよとする場合に限る。）

四 経営基盤強化計画を提出する金融機関等が信用金庫等である場合にあつては、法第十五条第一項、第四項又は第六項の規定により消却することができる持分に関する事項

五 経営基盤強化計画を提出する金融機関等が銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合にあつては、その子会社等の経営管理に関する事項

（健全な自己資本の状況にある旨の区分）

第五条 法第五条第四号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等の種類に応じ、当該各号に定める区分をいう。

- 一 海外営業拠点を有する銀行及び長期信用銀行並びに海外拠点を有する信用金庫連合会（銀行法第十四条の二第二号（長期信用銀行法第十七条第一項及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等を有するものに限る。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。

二 海外営業拠点を有する銀行及び長期信用銀行並びに海外拠点を有する信用金庫連合会（前号に規定するものを除く。） 国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

三 海外営業拠点を有する銀行及び長期信用銀行を子会社（銀行法第二条第八項及び長期信用銀行法第十条の二第二項に規定する子会社をいう。次号において同じ。）とする銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社 第一基準に係る連結自己資本比率が八パーセント以上であること。

四 海外営業拠点を有する銀行及び長期信用銀行を子会社としていない銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社 第二基準に係る連結自己資本比率が四パーセント以上であること。

五 前各号に規定する金融機関等以外の金融機関等（銀行法第十四条の二第二号（長期信用銀行法第十七条第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等を有するものに限る。） 国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも四パーセント以上であること。

六 前各号に規定する金融機関等以外の金融機関等 国内基準に係る単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

2 前項第一号から第四号までに規定する「海外営業拠点」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する海外営業拠点をいう。

一 前項第一号及び第二号に規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令・大蔵省令第三十九号）第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令・大蔵省令第四十号）第一条第三項に規定する海外営業拠点

二 前項第三号及び第四号に規定する海外営業拠点 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する海外営業拠点

3 第一項第一号及び第二号に規定する「海外拠点」とは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令・大蔵省令第四十一号）第三条第三項に規定する海外拠点をいう。

4 第一項第一号及び第二号に規定する「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等

を定める命令第一条第四項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

5 第一項第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令・大蔵省令第四十二号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。

6 第一項第一号、第三号、第四号及び第五号に規定する「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する連結自己資本比率をいう。

一 第一項第一号及び第五号に規定する連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定す

る区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二 第一項第三号及び第四号に規定する連結自己資本比率 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の十第一項第四号又は長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第五条の二の六第一項第四号に規定する連結自己資本比率

7 第一項第三号に規定する「第一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項に規定する第一基準をいう。

8 第一項第四号に規定する「第二基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する第二基準をいう。

9 第一項第五号及び第六号に規定する「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項に規定する国内基準をいう。

(優先株式等の引受け等を求める場合の経営基盤強化計画の記載事項)

第六条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 優先株式等の引受け等を求める理由
- 二 優先株式等の引受け等を求める額の算定根拠
- 三 優先株式等の引受け等に係る組織再編成金融機関等が銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合にあっては、劣後特約付社債の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借契約による貸付けその他の方法によりその子会社等の財務内容の健全性を確保するための方策

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第七条 認定経営基盤強化計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第七条第一項の変更の認定を要し

ないものとする。

2 法第七条第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする金融機関等は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を、内閣総理大臣に提出するものとする。

3 前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しその他法第七条第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類をそれぞれ添付するものとする。

4 第二項の変更の申請に係る経営基盤強化計画の実施期間は、当該変更の申請の前の認定経営基盤強化計画に従って経営基盤強化を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。

5 内閣総理大臣は、第二項の変更の申請に係る経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに法第七条第三項に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の変更の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内（当該経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含む場合にあつては、二月以内）に、当該変更の認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる金融機関等に交付するものとする。

6 内閣総理大臣は、前項の認定をしないときは、様式第四による不認定通知書を当該金融機関等に交付す

るものとする。

(認定経営基盤強化計画の公表)

第八条 金融庁長官は、法第三条の認定があつたときは、様式第五により、当該認定の日付、当該認定を受けた金融機関等(当該認定を受けた経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。)の名称及び当該認定に係る経営基盤強化計画の内容を公表するものとする。

2 金融庁長官は、法第七条第一項の変更の認定があつたときは、様式第六により、当該認定の日付、当該認定を受けた金融機関等(当該認定を受けた経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。)の名称及び当該認定に係る経営基盤強化計画の内容を公表するものとする。

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

第九条 法第九条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を行う金融機関等は、当該認定経営基盤強化計画の実施期間の各営業年度又は事業年度における履行状況について、原則として当該

各営業年度又は事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に様式第七により報告しなければならない。

2 法第九条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を行う金融機関等が銀行、長期信用銀行、銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社である場合にあつては、当該認定経営基盤強化計画の実施期間の各営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の履行状況について、原則として当該期間経過後三月以内に、金融庁長官に前項に規定する様式により報告しなければならない。

3 法第九条第二項において準用する法第八条の規定に基づき金融庁長官が前二項の規定による認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第八により公表するものとする。

(経営計画の提出、記載事項、公表及び履行状況の報告)

第十条 法第十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき経営計画を金融庁長官に提出する金融機関等は、様式第九により提出するものとする。

2 法第十一条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 協定銀行が協定の定めにより取得した優先株式等又は貸付債権の内容

二 経営計画を提出する金融機関等が銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合にあつては、劣

後特約付社債の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借契約による貸付けその他の方法によりその子会社等の財務内容の健全性を確保するための方策

3 法第十一条第四項において準用する法第八条の規定に基づき経営計画の提出を受けた金融庁長官は、様式第十により、当該経営計画の内容を公表するものとする。

4 法第十一条第四項において準用する法第九条第一項の規定に基づき経営計画の履行状況の報告を行う金融機関等は、当該経営計画の期間の各営業年度又は事業年度における履行状況について、原則として当該各営業年度又は事業年度終了後二月以内に、金融庁長官に様式第十一により報告しなければならない。

5 法第十一条第四項において準用する法第九条第一項の規定に基づき経営計画の履行状況の報告を行う金融機関等が銀行、長期信用銀行、銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社である場合にあっては、原則として当該経営計画の期間の各営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の履行状況について当該期間経過後二月以内に、金融庁長官に前項に規定する様式により報告しなければならない。

6 法第十一条第四項において準用する法第九条第二項の規定に基づき金融庁長官が前二項の規定による経営計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第十二により公表するものとする。

(経営基盤強化指導計画の提出、記載事項及び公表)

第十一条 法第二十一条第二項の規定に基づき経営基盤強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関(法第二条第七項第一号及び第二号に規定する協同組織中央金融機関をいう。以下同じ。)は、様式第十三による計画一通及びその写し一通を、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 前項の計画及びその写しには、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 協同組織中央金融機関がその会員である協同組織中央金融機関(法第二条第三項、第四項、第六項及び第七項に規定する協同組織中央金融機関(協同組織中央金融機関を除く。))をいう。以下同じ。)(が法第十条第一項の規定に基づき実施する経営基盤強化のために行った優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの状況を記載した書類

二 信託受益権等に係る協同組織中央金融機関の従業員の地位が不当に害されるものではないことを証する書類

三 信託受益権等の買取りの決定に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 法第二十一条第三項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 信託受益権等の買取りを求める理由
- 二 買取りを求める信託受益権等の額及び内容
- 三 信託受益権等の買取りを求める額の算定根拠
- 四 買取りに係る経営基盤強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が保有する信託受益権等の額及び内容
- 五 信託受益権等に係る協同組織金融機関の組織再編成が他の協同組織金融機関への事業の一部の譲渡又は他の協同組織金融機関からの事業の一部の譲受けであった場合にあつては、当該他の協同組織金融機関が第五条第一項に規定する健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当していた旨及びその根拠となる第五条第五項に規定する単体自己資本比率（当該他の協同組織金融機関が信用金庫法第八十九条第一項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有する場合にあつては、当該単体自己資本比率及び第五条第六項に規定する連結自己資本比率）

4 内閣総理大臣は、経営基盤強化指導計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十一条第四項に

照らしその内容を審査し、当該提出を受けた日から原則として二月以内に信託受益権等の買取りを行うかどうかの決定を行うものとする。

5 内閣総理大臣は、信託受益権等の買取りを行わない旨の決定をしたときは、経営基盤強化指導計画を提出した協同組織中央金融機関に様式第十四による通知書を交付するものとする。

(経営基盤強化指導計画の履行状況の報告及び公表)

第十二条 法第二十三条第一項の規定に基づき経営基盤強化指導計画の履行状況の報告を行う協同組織中央金融機関は、当該経営基盤強化指導計画の実施期間の各事業年度における履行状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に様式第十五により報告しなければならない。

2 法第二十三条第二項において準用する法第二十一条の規定に基づき金融庁長官が経営基盤強化指導計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第十六により公表するものとする。

(経営指導計画の提出、記載事項、公表及び履行状況の報告)

第十三条 法第二十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき経営指導計画を金融庁長官に提出する協同組織中央金融機関は、様式第十七により提出するものとする。

2 法第二十五条第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等の額及び内容のほか、経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関が保有する信託受益権等の額及び内容とする。

3 法第二十五条第四項において準用する法第二十一条の規定に基づき経営指導計画の提出を受けた金融庁長官は、様式第十八により、当該経営計画の内容を公表するものとする。

4 法第二十五条第四項において準用する法第二十三条第一項の規定に基づき経営指導計画の履行状況の報告を行う協同組織中央金融機関は、当該経営指導計画の期間の各事業年度における履行状況について、原則として当該各事業年度終了後二月以内に、金融庁長官に様式第十九により報告しなければならない。

5 法第二十五条第四項において準用する法第二十三条第二項の規定に基づき金融庁長官が経営指導計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第二十により公表するものとする。

(予備審査等)

第十四条 金融機関等は、法第三条又は法第七条第一項の規定による経営基盤強化計画の認定を受けようとするときは、当該認定の申請をする際に内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官を経由

して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

2 金融機関等は、法第三条又は法第七条第一項の規定による認定の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。

(經由官庁)

第十五条 金融機関等は、法又はこの府令の規定により内閣総理大臣に提出する書類は、金融庁長官を經由して提出しなければならない。

2 金融機関等(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令(平成十四年政令第 号)第十七条に規定する金融庁長官の指定する金融機関等を除く。)は、この府令に規定する書類を金融庁長官に提出するときは、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。))内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長とする。)を經由して提出しなければならない。

附 則

この府令は、法の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。

様式第一

経営基盤強化に関する計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(申請者) 住 所
名 称
代表者の氏名

印

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき、下記の経営基盤強化に関する計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 計画の実施期間
2. 経営基盤強化による収益性の向上の程度
3. 組織再編成の内容及びその実施時期
4. 改革方針の内容
5. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項
6. 業務を行っている地域における信用供与の方針及びそのための体制整備に関する事項
7. 連結及び単体の自己資本比率（連結自己資本比率規制の対象とならない金融機関は単体自己資本比率のみとする。）
8. 計画の実施期間中の優先出資の発行の見込み（ただし、法第14条第1項に規定する優先出資の発行の特例を受けようとする場合に限る。）
9. 持分の消却に関する事項（信用金庫等に限る。）
10. 子会社等の経営管理に関する事項（銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合に限る。）

（優先株式等の引受け等を求める場合）

11. 優先株式等の引受け等を求める理由
12. 優先株式等の引受け等を求める額及び内容
13. 優先株式等の引受け等を求める額の算定根拠
14. 劣後特約付社債の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借契約による貸付けその他の方法によりその子会社等の財務内容の健全性を確保するための方策（銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合に限る。）

第 号
年 月 日

認 定 書

(住 所)
(申請者)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき提出された経営基盤強化に関する計画は、同法第5条各号（優先株式等の引受け等を求める場合にあっては同法第6条第4項）に適合する経営基盤強化計画として認定する。

主務大臣

印

(備考)

1. 連名で申請する場合は、(申請者)欄及び各別表を適宜補正して作成すること。
2. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 計画の実施期間
計画全体の始期及び終期について記載する。
2. 経営基盤強化による収益性の向上の程度
別表一から別表四(優先株式等の引受け等を求める場合は別表五を含む。)より、計画期間中の各営業(又は事業)年度末決算における計画値を記載する。計画において独自の指標を設ける場合は、欄に適宜記載する。
3. 組織再編成の内容及びその実施時期
別表六により、法第2条第2項第1号イからチまでの該当する組織再編成の形態に応じ、組織再編成の内容及び実施時期を記載する。申請者が組織再編成の当事者の一部である場合には、他の当事者金融機関等の名称を記載すること。
4. 改革方針の内容
改革方針に基づき実施する措置の内容及び実施時期を記載する。
5. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項
(1) 経営基盤強化の開始時期の従業員数(銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合にはその子会社たる銀行ごとにそれぞれ記載する。以下(5)まで同じ。)
(2) 経営基盤強化の終了時期の従業員数
(3) 経営基盤強化に充てる予定の従業員数
(4) (3)中、新規採用される従業員数
(5) 経営基盤強化に伴い出向又は解雇される従業員数
6. 業務を行っている地域における信用供与の方針及びそのための体制整備に関する事項
別表七により、記載する。
7. 自己資本比率
申請時における直近の監査証明(又は監事監査の証明)を受けた決算に基づくものを記載する。
8. 計画の実施期間中の優先出資の発行の見込み(ただし、法第14条第1項に規定する優先出資の発行の特例を受けようとする場合に限り。)
(1) 申請時における普通出資及び優先出資のそれぞれの総口数を記載する。
(2) 本計画に基づく優先出資発行後に見込まれる普通出資及び優先出資のそれぞれの総口数を記載する。
9. 持分の消却に関する事項(信用金庫等に限り。)
別表八により、法第15条第1項から第11項までの規定に基づき、消却することができる持分の金額及び口数を記載する。
10. 銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合には、その子会社等の経営管理に関する事項を別表九に記載する。

(優先株式等の引受け等を求める場合)

11. ~14. 別表十により、優先株式等の引受け等を求める理由、引受け等を求める額及び内容、引受け等を求める額の算定根拠、銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社が引受け等を求める場合にあっては、その子会社等の財務内容の健全性を確保するための方策を記載する。

		年 月 末 (実績)	年 月 末 (実績)	年 月 末実績 (見込み)	年 月 末計画 (見込み)	年 月 末 計画	年 月 末 計画	年 月 末 計画	年 月 末 計画
資産・負債・資本勘定 (平均残高)	資産の部合計								
	貸出金								
	負債の部合計								
	預金 譲渡性預金								
	債券								
	資本の部合計								
	資本金								
	資本準備金								
	その他資本剰余金								
	利益準備金								
	剰余金								
	その他有価証券評価差額金								
	自己株式								

		年 月 期 (実績)	年 月 期 (実績)	年 月 期実績 (見込み)	年 月 期計画 (見込み)	年 月 期 計画	年 月 期 計画	年 月 期 計画	年 月 期 計画
損益	業務粗利益(注1)								
	業務収益								
	資金運用収益								
	業務費用								
	資金調達費用								
	役員取引等利益								
	その他業務利益								
	国債等債券関係損()益								
	金銭の信託運用見合い費用								
	コア業務純益(注2)								
	業務純益(注3)								
	一般貸倒引当金繰入額								
	経費								
	人件費								
	物件費								
	不良債権処理損失額								
	株式等関係損()益								
	経常利益								
	法人税、住民税及び事業税								
	法人税等調整額								
	税引後当期(又は中間)利益								

(記載要領)以下のそれぞれの所管法令に規定する項目を記載する。

銀行～銀行法施行規則第18条第2項に規定する業務報告書

長期信用銀行～長期信用銀行法施行規則第17条第2項に規定する業務報告書

信用金庫(連合会を含む)～信用金庫法施行規則第20条に規定する業務報告書

信用組合(連合会を含む)～協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条に規定する業務報告書

労働金庫(連合会を含む)～労働金庫法施行規則第16条に規定する業務報告書

農林中央金庫～農林中央金庫法施行規則第48条に規定する業務報告書

農業協同組合連合会～農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第53条に規定する業務報告書

漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会～漁業協同組合等の信用事業に関する命令第11条に規定する業務報告書

注1 業務粗利益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額+経費

注2 コア業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額-国債等債券関係損益

注3 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合い費用)

計画の中で、個別に設定した項目を記載する。

(注)協同組織金融機関にあつては、資本勘定を会員勘定又は組合員勘定とすること。

(別表一の(2))

	年 月 期 (実績)	年 月 期 (実績)	年 月 期実績 (見込み)	年 月 期計画 (見込み)	年 月 期 計画	年 月 期 計画	年 月 期 計画	年 月 期 計画
経営指標 (%)	資金運用利回(A) 資金運用収益 / 資金運用勘定 平残							
	貸出金利回(B) 貸出金収入 / 貸出金 平残							
	資金調達原価率 (C) (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用 + 経費) / 資金調達勘定平均残高合計							
	預金利回(含むNCD)(D) 預金利息 + 譲渡性預金利息 / 預金・ 譲渡性預金平均残高合計							
	経費率(E) 経費 / 預金 譲渡性預金 債権平均残 高合計							
	預貸率 貸出金 / (預金 + 譲渡性預金 + 債券)							
	総資金利鞘(A)-(C)							
	預貸金利鞘(B)-(D)-(E)							
	当期利益 ROE (税引後当期(中間)利益 / 資本勘定<平残>)							
	当期利益 ROA (税引後当期(中間)利益 / 総資産<平残>)							
	コア業純 ROE (コア業務純益 / 資本勘定<平残>)							
	コア業純 ROA (コア業務純益 / 総資産<平残>)							
	OHR							

(別表一の二)収益動向及び計画 [持株会社名]

持株会社 年 月 設立

(億円)

		年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末
		実績	実績	実績	計画	計画	計画	計画	計画
資産・負債・資本勘定 (平均残高)	総資産								
	貸出金								
	総負債								
	資本勘定計								
	資本金								
	資本準備金								
	その他資本剰余金								
	利益準備金								
	剰余金								
	自己株式								
		年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期
		実績	実績	実績	計画	計画	計画	計画	計画
損益	経常利益								
	受取配当金								
	経費								
	人件費								
	物件費								
	法人税、住民税及び事業税								
	法人税等調整額								
税引後当期(又は中間)利益									
指標	ROE (当期(中間)利益/資本勘定<平残>)								
	ROA (当期(中間)利益/総資産<平残>)								

計画の中で、個別に設定した項目を記載する。

(別表一の三)収益動向 (連結ベース)

(億円)

		年 月 末 実績	年 月 末 実績	年 月 末 実績	年 月 末 見込み	年 月 末 計画	年 月 末 計画	年 月 末 計画	年 月 末 計画
資産・ 負債・ 資本 (未残)	総資産								
	貸出金								
	総負債								
	預金・NCD								
	資本勘定計								
	資本金								
	資本剰余金								
	利益剰余金								
	その他有価証券評価差額金								
	自己株式								

		年 月 期 実績	年 月 期 実績	年 月 期 実績	年 月 期 見込み	年 月 期 計画	年 月 期 計画	年 月 期 計画	年 月 期 計画
損益	経常収益								
	資金運用収益								
	経常費用								
	資金調達費用								
	役務取引等費用								
	その他業務費用								
	営業経費								
	その他経常費用								
	貸出金償却								
	貸倒引当金繰入額								
	一般貸倒引当金繰入額								
	個別貸倒引当金繰入額								
	経常利益								
	特別利益								
	特別損失								
	法人税、住民税及び事業税								
法人税等調整額									
少数株主利益									
税引後当期(又は中間)利益									
指 標	ROE (%) (当期(中間)利益/資本勘定<平残>)								
	ROA (%) (当期(中間)利益/総資産<平残>)								

(注) 協同組織金融機関にあっては、資本勘定を会員勘定又は組合員勘定とすること。

計画の中で、個別に設定した項目を記載する。

(別表二の一)自己資本比率の推移 ... 採用している基準(国際統一基準 国内基準)を明記のこと

(単体)

(億円)

	年 月期 実績	年 月期 実績	年 月期 実績	年 月期 計画	備考
資本金					
うち普通株式					
うち優先株式(非累積型)					
優先出資証券					
資本準備金					
利益準備金					
その他有価証券の評価差損					
任意積立金					
次期繰越利益					
その他					
Tier 計					
(うち税効果相当額)	()	()	()	()	
優先株式(累積型)					
優先出資証券					
永久劣後債					
永久劣後ローン					
有価証券含み益					
土地再評価益					
貸倒引当金					
その他					
Upper Tier 計					
期限付劣後債					
期限付劣後ローン					
その他					
Lower Tier 計					
Tier 計					
Tier					
控除項目					
自己資本合計					

(億円)

リスクアセット					
オンバランス項目					
オフバランス項目					
その他(注2)					

(%)

自己資本比率					
Tier 比率					

(注1)マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額とする。

(注2)国内基準採用行については、適宜、記載欄を調製すること。

(別表二の二)自己資本比率の推移 ... 採用している基準(国際統一基準・国内基準)を明記のこと

(連結)

(億円)

	年 月期 実績	年 月期 実績	年 月期 実績	年 月期 計画	備考
資本金					
うち普通株式					
うち優先株式(非累積型)					
優先出資証券					
資本準備金					
その他有価証券の評価差損					
為替換算調整勘定					
剰余金					
その他					
Tier 計					
(うち税効果相当額)	()	()	()	()	
優先株式(累積型)					
優先出資証券					
永久劣後債					
永久劣後ローン					
有価証券含み益					
土地再評価益					
貸倒引当金					
その他					
Upper Tier 計					
期限付劣後債					
期限付劣後ローン					
その他					
Lower Tier 計					
Tier 計					
Tier					
控除項目					
自己資本合計					

(億円)

リスクアセット					
オンバランス項目					
オフバランス項目					
その他(注 2)					

(%)

自己資本比率					
Tier 比率					

(注 1)マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額とする。

(注 2)国内基準採用行については、適宜、記載欄を調製すること。

(別表三)リスク管理債権情報(注)

(億円、%)

	年 月末 実績 (単体)	年 月末 実績 (連結)	年 月末 実績 (単体)	年 月末 実績 (連結)	年 月末 実績 (単体)	年 月末 実績 (連結)
破綻先債権額(A)						
部分直接償却						
延滞債権額(B)						
3か月以上延滞債権額(C)						
貸出条件緩和債権額(D)						
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)						
比率 (E)/総貸出						

(注)全銀協の「有価証券報告書における「リスク管理債権情報」の開示について」(平成10年3月24日付、平10調々第43号)の定義に従うものとする。

(別表四)不良債権処理状況

(億円)

不良債権処理状況(単体)

	年 月 期 実績	年 月 期 実績	年 月 期 実績	年 月 期 見込み
不良債権処理損失額(A)				
個別貸倒引当金繰入額				
貸出金償却等(C)				
その他の引当金繰入額				
一般貸倒引当金繰入額(B)				
合計(A) + (B)				

<参考>

貸倒引当金目的取崩による直接償却等(D)				
----------------------	--	--	--	--

(注)貸出金償却等には、貸出金償却額のほか共同債権買取機構向け債権売却損、協定銀行等への資産売却損、その他売却損、債権放棄損を含む。

(億円)

不良債権処理状況(連結)

	年 月 期 実績	年 月 期 実績	年 月 期 実績	年 月 期 見込み
不良債権処理損失額(A)				
個別貸倒引当金繰入額				
貸出金償却等(C)				
その他の引当金繰入額				
一般貸倒引当金繰入額(B)				
合計(A) + (B)				

<参考>

貸倒引当金目的取崩による直接償却等(D)				
----------------------	--	--	--	--

(注)貸出金償却等には、貸出金償却額のほか共同債権買取機構向け債権売却損、協定銀行等への資産売却損、その他売却損、債権放棄損を含む。

(別表五) 配当等に関する事項

(億円、円)

	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月期 見込み
配当可能利益				
配当金(中間配当を含む)				
1株当たり配当金(普通株)				
配当所要額(優先株<公的資金分>)				
配当所要額(優先株<その他>)				

(注) 協同組織金融機関の場合は記載項目を修正して記載する。

別表六

経営基盤強化計画の内容

組織再編成	内容及び実施時期	組織再編成に係る他の当事者金融機関等の名称等
法第2条2項1号イ		
法第2条2項1号ロ		
法第2条2項1号ハ		
法第2条2項1号ニ		
法第2条2項1号ホ		
法第2条2項1号ヘ		
法第2条2項1号ト		
法第2条2項1号チ		
改革方針	実施する措置の内容	実施時期
収益性の高い分野への特化又は参入		
業務の合理化又は業務の提供方法の改善		
業務のための必要度が低い資産又は収益性の低い資産の処分		
適用を求める特別措置の内容		

- (注) 1. 複数の改革方針を策定する場合には、その全てについて記載する。
 2. 適用を求める特別措置については、申請段階において適用を求める本法に基づく特別措置について具体的に記載する。
 3. 組織再編成に係る他の当事者金融機関等には、名称・本店所在地・代表者名を記載する。

別表七

業務を行っている地域における信用供与の方針及びそのための体制整備に関する事項

業務を行っている地域	
信用供与の方針	

信用供与の実施体制の整備 に関する事項	
------------------------	--

(注)

1. 業務(事業)を行っている地域(地区)は営業所(事業所)が設置されている都道府県名(市町村名とすることも可)を記載する。
2. 地域(地区)により信用供与の方針が異なる場合は、それぞれについて記載する。
3. 体制整備に関する事項には、その実施状況を検証する体制を含めて記載する。

別表八

持分の消却に関する事項

組織再編成を実施するにあたり譲受けの請求を受けた持分	
上記持分の消却見込み	

(注) 法第 15 条の規定に基づき記載する

別表九

子会社等の経営管理に関する事項

【子会社等の名称】
【経営管理に関する事項】

(注) 子会社等ごとに記載する。

別表十

優先株式等について

1. 引受け等を求める理由
2. 引受け等を求める額及びその算定根拠
3. 優先株式等の内容
4. 子会社等の財務内容の健全性を確保するための方策(銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合に限る。)

(注) 1. 優先株式等の内容は、その商品性により以下の項目について記載する。

- (1) 優先株式(転換型)の場合
 - ・種類・発行株式数・発行価額・発行総額・非資本組入額・発行方法・払込期日
 - ・配当起算日・優先配当金・優先中間配当金・残余財産の分配・消却・議決権
 - ・新株引受権等・転換・その他の特約
- (2) 優先株式(社債型)の場合
 - ・種類・発行株式数・発行価額・発行総額・非資本組入額・発行方法・払込期日
 - ・配当起算日・優先配当金・優先中間配当金・残余財産の分配・消却・償還・議決権
 - ・新株引受権等・その他の特約
- (3) 劣後特約付金銭消費貸借の場合
 - ・借入金額・契約締結日・利息・元金の弁済期限・任意弁済・利息支払方法・劣後特約
 - ・その他の特約
- (4) 劣後特約付社債の場合
 - ・社債総額・払込日・利率・償還期日・コール条項・利息の支払方法・劣後特約
 - ・その他の特約

(5) 優先出資の場合

- ・種類・発行価額・発行総額・発行口数・非資本組入額・発行方法・払込期日・配当起算日
- ・優先配当金・残余財産の分配・消却・償還・議決権・その他の特約

2. 子会社等の財務内容の健全性を確保するための方策については、引受け等により充実された自己資本を金融機関等以外の子会社等に活用していないことを含め、具体的に記載すること。

様式第二

経営基盤強化に関する計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名 印

平成 年 月 日付けで認定申請のあった経営基盤強化に関する計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

(不認定の理由)

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(記載要領)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第 5 条各号 (優先株式等の引受け等を求める場合にあっては同法第 6 条第 4 項) のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三

認定経営基盤強化計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(申請者) 住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化に関する計画について下記のとおり変更したいので、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項の内容
2. 変更を行うことについて予見し難い経済環境の変化その他のやむを得ない事情

第 号

認 定 書

(住 所)
(申請者)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき提出された経営基盤強化に関する計画は、同法第7条第3項の規定に適合する経営基盤強化計画として認定する。

主務大臣 印

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。
2. 参考となる資料を添付する。

様式第四

認定経営基盤強化計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名 印

平成 年 月 日付けで変更認定申請のあった経営基盤強化に関する計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

(不認定の理由)

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(記載要領) 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第 7 条第 3 項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第五

認定経営基盤強化計画の内容の公表

年 月 日

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき、下記のとおり、経営基盤強化に関する計画の認定をしたので同法第8条の規定に基づきこれを公表する。

記

1. 認定した年月日
 2. 認定を受けた金融機関等の名称(当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。)
 3. 計画の実施期間
 4. 経営基盤強化による収益性の向上の程度
 5. 組織再編成の内容及びその実施時期
 6. 改革方針の内容
 7. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項
 8. 業務を行っている地域における信用供与の方針及びそのための体制整備に関する事項
 9. 連結及び単体の自己資本比率
 10. 計画の実施期間中の優先出資の発行の見込み(ただし、法第14条第1項に規定する優先出資の発行の特例を受けようとする場合に限る。)
 11. 持分の消却に関する事項(信用金庫等に限る。)
 12. 子会社等の経営管理に関する事項(銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合に限る。)
- (優先株式等の引受け等を求める場合)
13. 優先株式等の引受け等を求める理由
 14. 優先株式等の引受け等を求める額及び内容
 15. 優先株式等の引受け等を求める額の算定根拠
 16. 劣後特約付社債の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借契約による貸付けその他の方法によりその子会社等の財務内容の健全性を確保するための方策(銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合に限る。)

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

申請された別表も公表する。

様式第六

変更認定経営基盤強化計画の内容の公表

年 月 日

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり、経営基盤強化に関する計画の変更を認定をしたので同法第8条の規定に基づきこれを公表する。

記

1. 認定をした年月日
2. 認定を受けた金融機関等の名称(当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。)
3. 変更の理由
4. 変更後の認定経営基盤強化計画の内容

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

変更後の認定経営基盤強化計画の内容は、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第七

認定経営基盤強化計画の履行状況の報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(報告者) 住 所
名 称
代表者の氏名

印

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、経営基盤強化に関する計画の履行状況について下記のとおり報告します。

記

1. 経営基盤強化による収益性の向上の状況
2. 組織再編成を実施した時期及びその内容
3. 改革方針に基づく措置の実施状況
4. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項
5. 業務を行っている地域における信用供与の方針及びそのための体制整備に関する事項
6. 優先出資の発行の状況
7. 持分の消却の状況

(優先株式等の引受け等が実施された場合)

8. 配当に関する事項
9. 引受け等が行われた優先株式等の内容
10. 子会社等の財務内容の健全性を確保するための方策の実施状況（銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社が引受け等を求める場合に限る。）

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 経営基盤強化による収益性の向上の状況
収益性の向上の状況について、様式第一の別表を適宜補正して記載する（中間決算期の場合も適宜補正する。）。また、計画と実績に乖離があった場合は、その理由を記載する。
2. 改革方針に基づく措置の実施状況
別表一により、改革方針に基づき実施した措置の実績と計画を対比させてそれぞれ記載する。
3. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項
 - (1) 経営基盤強化計画の開始時期の従業員数（銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合には、その子会社たる銀行ごとにそれぞれ記載する。以下（5）まで同じ。）
 - (2) 経営基盤強化計画の終了時期の従業員数
 - (3) 経営基盤強化に充てた従業員数
 - (4) (3) 中、新規採用された従業員数
 - (5) 経営基盤強化に伴い出向又は解雇された従業員数
4. 業務を行っている地域における信用供与の方針及びそのための体制整備に関する事項
別表二により、体制整備の実施状況を記載する。
5. 優先出資の発行の状況
優先出資の発行数を発行可能額と対比して記載する。
6. 持分の消却の状況
持分の消却の状況を認定経営基盤強化計画に記した指標を用いて記載する。

(優先株式等の引受け等が実施された場合)

7. 配当に関する事項

過去3期分の実績を様式第一の別表五により記載する。

8. 引受け等が行われた優先株式等の内容

別表三により、その内容を記載する。

別表一

改革方針に基づき実施した措置の状況

改革方針	改革方針に基づく措置の実施結果	認定経営基盤強化計画における改革方針に基づく措置の計画
収益性の高い分野への特化又は参入		
業務の合理化又は業務の提供方法の改善		
業務のための必要度が低い資産又は収益性の低い資産の処分		

(注) 経営基盤強化計画に従って実施する全ての改革措置について記載する。

別表二

業務を行っている地域における信用供与の方針及びそのための体制整備に関する事項

業務を行っている地域		
信用供与の方針		
体制整備に関する事項	実施状況	計画

(注)

1. 業務（事業）を行っている地域（地区）は営業所（事業所）が設置されている都道府県名（市町村名とすることも可）を記載する。
2. 地域（地区）により信用供与の方針が異なる場合は、それぞれについて記載する。
3. 体制整備に関する事項には、その実施状況を検証する体制を含めて記載する。

別表三

優先株式等について

【内容】
【子会社等の財務内容の健全性を確保するための方策の実施状況】

-
- (注) 1. 優先株式等の内容は、その商品性により以下の項目について記載する。
- (1) 優先株式（転換型）の場合
 - ・種類・発行株式数・発行価額・発行総額・非資本組入額・発行方法・払込期日
 - ・配当起算日・優先配当金・優先中間配当金・残余財産の分配・消却・議決権
 - ・新株引受権等・転換・その他の特約
 - (2) 優先株式（社債型）の場合
 - ・種類・発行株式数・発行価額・発行総額・非資本組入額・発行方法・払込期日
 - ・配当起算日・優先配当金・優先中間配当金・残余財産の分配・消却・償還・議決権
 - ・新株引受権等・その他の特約
 - (3) 劣後特約付金銭消費貸借の場合
 - ・借入金額・契約締結日・利息・元金の弁済期限・任意弁済・利息支払方法・劣後特約
 - ・その他の特約
 - (4) 劣後特約付社債の場合
 - ・社債総額・払込日・利率・償還期日・コール条項・利息の支払方法・劣後特約
 - ・その他の特約
 - (5) 優先出資の場合
 - ・種類・発行価額・発行総額・発行口数・非資本組入額・発行方法・払込期日・配当起算日
 - ・優先配当金・残余財産の分配・消却・償還・議決権・その他の特約
2. 子会社等の財務内容の健全性を確保するための方策については、引受け等により充実された自己資本を金融機関等以外の子会社等に活用していないことを含め、具体的に記載すること。

様式第八

認定経営基盤強化計画履行状況の報告内容の公表

年 月 日

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、下記のとおり、認定経営基盤強化計画の履行状況についての報告を公表する。

記

1. 報告を行った金融機関等の名称
2. 経営基盤強化による収益性の向上の状況
3. 組織再編成を実施した時期及びその内容
4. 改革方針に基づく措置の実施状況
5. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項
6. 業務を行っている地域における信用供与の方針及びそのための体制整備に関する事項
7. 優先出資の発行の状況
8. 持分の消却の状況

(優先株式等の引受け等が実施された場合)

9. 配当に関する事項
10. 引受け等が行われた優先株式等の内容
11. 子会社等の財務内容の健全性を確保するための方策の実施状況(銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社が引受け等を求める場合に限る。)

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

提出された別表も合わせて公表する。

様式第九

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第 11 条第 1 項に基づく経営計画

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記により経営計画を提出します。

記

1. 計画の期間
2. 引受け等が行われた優先株式等又は劣後債務の内容
3. 計画期間中の収益見通し
4. 収益見通しを達成するための計画期間中の業務運営方針
5. 劣後特約付社債の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けその他の方法により、その子会社等の財務内容の健全化を確保するための方策（銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合に限る。）

（備考）

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

（記載要領）

1. 計画の期間
5年を超えないものに限る。
2. 計画期間中の収益見通し
計画期間中の各営業（又は事業）年度末決算における見通しを記載し、様式第一の別表一から五を適宜補正して記載する。
3. 引受け等が行われた優先株式等の内容
様式第一の別表十を適宜補正して記載する。

様式第十

経営計画の内容の公表

年 月 日

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第 11 条第 1 項の規定に基づき下記の経営計画が提出されたので、同法第 11 条第 4 項の規定に基づきこれを公表する。

記

- 1．経営計画を提出した金融機関等の名称
- 2．引受け等が行われた優先株式等又は劣後債務の内容
- 3．計画の期間
- 4．計画期間中の収益見通し
- 5．収益見通しを達成するための計画期間中の業務運営方針
- 6．劣後特約付社債の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けその他の方法により、その子会社等の財務内容の健全化を確保するための方策（銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合に限る。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

（記載要領）

提出された別表も合わせて公表する。

様式第十一

経営計画の履行状況の報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(報告者) 住 所
名 称
代表者の氏名 殿

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第 11 条第 4 項の規定に基づき、経営計画の履行状況について下記のとおり報告します。

記

1. 引受け等が行われた優先株式等又は劣後債務の内容
 2. 計画期間中の収益実績
 3. 計画期間中の業務運営方針の状況
 4. 子会社等の財務内容の健全性を確保するための方策（銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合に限る。）
-

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 引受け等が行われた優先株式等又は劣後債務の内容
様式第一の別表四の要領で記載する。
2. 計画期間中の収益実績
計画期間中の収益の実績を計画と対比させて様式第一の別表を適宜補正して記載する。
3. 計画期間中の業務運営の状況
経営計画に記載した業務運営方針に沿って実施した措置を記載する。残りの計画期間中の業務運営の方針についても付記する。

様式第十二

経営計画の履行状況の報告内容の公表

年 月 日

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第11条第4項の規定に基づき、下記の経営計画の履行状況についての報告を公表する。

記

1. 報告を行った金融機関等の名称
2. 引受け等が行われた優先株式等又は劣後債務の内容
3. 計画期間中の収益実績
4. 計画期間中の業務運営の状況
5. 子会社等の経営管理に関する事項
6. 子会社等の財務内容の健全性を確保するための方策（銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合に限る。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

提出された別表もあわせて公表する。

年 月 日

主務大臣 名 殿

(提出者) 住 所
名 称
代表者の氏名

印

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第21条第2項の規定に基づき、下記の経営基盤強化の実施の指導に関する計画を提出します。

記

1. 信託受益権等の買取りを求める理由
2. 買取りを求める信託受益権等の額及び内容
3. 信託受益権等の買取りを求める額の算定根拠
4. 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関から提出を受けた経営基盤強化計画の内容
5. 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関の経営基盤強化のために行う指導の実施期間及び指導の内容
6. 自らが保有する信託受益権等の額及び内容

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 買取りを求める信託受益権等額及び内容
買取りを求める額及び信託受益権等の内容について記載する。
 2. 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関から提出を受けた経営基盤強化計画の内容
別表一から別表三により計画の内容を記載し、合わせて経営基盤強化計画による収益性向上の程度について、様式第一の別表一から別表五を適宜補正してその内容を記載する。ただし、当該協同組織金融機関が既に経営基盤強化計画を主務大臣に提出し、その認定を受けている場合は、その旨を記載すれば足りる。
 3. 指導の実施期間
当該信託受益権等に係る協同組織金融機関が提出した経営基盤強化計画の実施期間に基づくものとする。
 4. 指導の内容
当該信託受益権等に係る協同組織金融機関が提出した経営基盤強化計画の履行を確保するための経営指導方針及び指導体制並びに履行状況を検証する体制について記載する。
 5. 自らが保有する信託受益権等の額及び内容
自らが保有する信託受益権等の額及び買取を求める信託受益権等に対応して記載する。
-

別表一

当該信託受益権等に係る協同組織金融機関が行う経営基盤強化計画の内容

計画の実施期間		
収益性の向上の目標		
当該協同組織金融機関の自己資本の状況		
組織再編成	実施内容及び時期	組織再編成に係る他の当事者協同組織金融機関の名称及び当該協同組織金融機関の自己資本の内容
法第2条2項1号八		
法第2条2項1号へ		
改革方針	実施する措置の内容	実施時期
収益性の高い分野への特化又は参入		
業務の合理化又は業務の提供方法の改善		
業務のための必要度が低い資産又は収益性の低い資産の処分		
労務に関する事項		

- (注) 1. 複数の改革方針を策定する場合は、その全てについて記載する。
 2. 自己資本の状況については、参考となる自己資本比率(単体及び連結)を記載する。
 3. 組織再編成に係る他の当事者金融機関等には、名称・本店所在地・代表者名を記載する。
 4. 労務に関する事項については、以下の項目について記載する。
 (1) 経営基盤強化の開始時期の従業員数
 (2) 経営基盤強化の終了時期の従業員数
 (3) 経営基盤強化に充てる予定の従業員数
 (4) (3)中、新規採用される従業員数
 (5) 経営基盤強化に伴い出向又は解雇される従業員数

別表二

業務を行っている地域における信用供与の方針及びそのための体制整備に関する事項

業務を行っている地域	
信用供与の方針	

体制整備に関する事項	
------------	--

(注)

1. 業務を行っている地域は営業所が設置されている都道府県名(市町村名とすることも可)を記載する。
2. 地域により信用供与の方針が異なる場合は、それぞれについて記載する。
3. 体制整備に関する事項には、その実施状況を検証する体制を含めて記載する。

別表三

優先出資又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けについて

1. 引受け等を求める理由
2. 引受け等を求める金額及びその算定根拠
3. 優先出資又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの内容

(注) 優先出資又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの内容は、その商品性により以下の項目について記載する。

(1) 優先出資の場合

- ・ 種類・発行価額・発行総額・発行口数・非資本組入額・発行方法・払込期日・配当起算日
- ・ 優先配当金・残余財産の分配・消却・償還・議決権・その他の特約

(2) 劣後特約付金銭消費貸借の場合

- ・ 借入金額・契約締結日・利息・元金の弁済期限・任意弁済・利息支払方法・劣後特約
- ・ その他の特約

様式第十四

信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定について

年 月 日

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第21条第4項の規定に基づき、下記の信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定を行ったのでこれを同法第22条の規定に基づき公表する。

記

1. 買取りに係る協同組織中央金融機関の名称
2. 買取りに係る経営基盤強化指導計画の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

経営基盤強化指導計画の内容は様式第十三の例によるものとする。

様式第十五

経営基盤強化指導計画の履行状況の報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(報告者) 住 所
名 称
代表者の氏名

印

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第23条第1項の規定に基づき、経営基盤強化指導計画の履行状況について下記のとおり報告します。

記

1. 買取りを受けた信託受益権等の内容
2. 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関の経営基盤強化の実施のために行った指導の実施状況
3. 自らが保有する信託受益権等に対する金銭の分配等に関する状況

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 経営基盤強化指導計画における指導の実施状況
 - (1) 指導の実施状況について、経営基盤強化指導計画に記載された指導の計画と対比させて記載する。
 - (2) 別表一により、当該信託受益権等に係る協同組織金融機関における経営基盤強化計画の実施状況を記載する。合わせて、経営基盤強化計画による収益性向上の状況については、経営基盤強化指導計画に記載された計画と対比させて記載する。ただし、当該協同組織金融機関が既に経営基盤強化計画の履行状況を主務大臣に提出している場合は、その旨を記載すれば足りる。
 2. 自らが保有する信託受益権等に対する金銭の分配等に関する状況
別表二により、保有する信託受益権等の内容と、これに対する金銭の分配等に関する状況を記載する。
-

別表一

当該信託受益権等に係る協同組織金融機関の経営基盤強化計画の実施状況

収益性の向上	(計画)	(実績)
改革方針	改革方針に基づく措置の内容	措置の実行状況
収益性の高い分野への特化又は参入		
業務の合理化又は業務の提供方法の改善		
業務のための必要度が低い資産又は収益性の低い資産の処分		
地域における信用供与のための体制整備	(計画)	(実績)

- (注) 1. 収益性の向上について、計画値と実績値に乖離がある場合は、その理由も記載する。
 2. 複数の改革方針を策定する場合には、その全てについて記載する。

別表二

保有する信託受益権等に対する金銭の分配等に関する状況

種類	内容	金銭の分配等に関する状況
1. 取得優先出資等のみを信託する信託の受益権		
2. 資産の流動化に関する法律第2条第5項に規定する優先出資		
3. 資産の流動化に関する法律第2条第7項に規定する特定社債		

様式第十六

経営基盤強化指導計画履行状況の報告内容の公表

年 月 日

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第23条第2項において準用する同法第22条の規定に基づき、経営基盤強化指導計画の履行状況について下記のとおり報告を受けたので公表する。

記

1. 報告を行った協同組織中央金融機関の名称
2. 買取りを受けた信託受益権等の内容
3. 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関の経営基盤強化の実施のために行った指導の実施状況
4. 自らが保有する信託受益権等に対する金銭の分配等に関する状況

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

提出された別表も合わせて公表する。

様式第十七

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第25条第1項に基づく経営指導計画

年 月 日

主務大臣 名 殿

(提出者) 住 所
名 称
代表者の氏名

印

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第25条第1項の規定に基づき、下記の経営指導計画を提出します。

記

1. 計画の期間
2. 買取りを受けた信託受益権等の内容
3. 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関に対する指導の内容
4. 自らが保有する信託受益権等の内容

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関に対する指導の内容
当該協同組織金融機関に対する経営指導方針及び指導体制並びに当該指導を通じて達成が見込まれる協同組織金融機関の収益、配当等の見通しについて様式第一の別表一から別表五を適宜補正して記載する。
2. 自らが保有する信託受益権等に対する金銭の分配等に関する状況
別表一により、その内容を記載する。

別表一

保有する信託受益権等に対する金銭の分配等に関する状況

種類	内容	金銭の分配等に関する状況
取得優先出資等のみを信託する信託の受益権		
資産の流動化に関する法律第2条第5項に規定する優先出資		
資産の流動化に関する法律第2条第7項に規定する特定社債		

様式第十八

経営指導計画の内容の公表

年 月 日

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第25条第4項において準用する同法第22条の規定に基づき、下記のとおり経営指導計画の提出を受けたので公表する。

記

1. 計画を提出した協同組織中央金融機関の名称
2. 計画の期間
3. 買取りを受けた信託受益権等の内容
4. 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関に対する指導の内容
5. 自らが保有する信託受益権等の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

提出された別表も公表する。

様式第十九

経営指導計画の履行状況の報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(報告者) 住 所
名 称
代表者の氏名

印

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第25条第4項の規定において準用する同法第23条第1項の規定に基づき、経営指導計画の履行状況について下記のとおり報告します。

記

1. 買取りを受けた信託受益権等の内容
2. 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関に対する指導の実施状況
3. 自らが保有する信託受益権等に対する金銭の分配等に関する状況

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関に対する指導の内容
当該協同組織金融機関に対する経営指導方針及び指導体制並びに当該指導を通じて達成が見込まれる協同組織金融機関の収益、配当等の見通しについて様式第一の別表一から別表五を適宜補正して記載する。
2. 自らが保有する信託受益権等に対する金銭の分配等に関する状況
別表一により、その内容を記載する。

別表一

保有する信託受益権等に対する金銭の分配等に関する状況

種類	内容	金銭の分配等に関する状況
取得優先出資等のみを信託する信託の受益権		
資産の流動化に関する法律第2条第5項に規定する優先出資		
資産の流動化に関する法律第2条第7項に規定する特定社債		

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第25条第4項の規定において準用する同法第23条第2項の規定に基づき、経営指導計画の履行状況について下記のとおり報告を受けたので公表する。

記

1. 報告を行った協同組織中央金融機関の名称
2. 買取りを受けた信託受益権等の内容
3. 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関に対する指導の実施状況
4. 自らが保有する信託受益権等に対する金銭の分配等に関する状況

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

提出された別表も合わせて公表する。